

秋田県条例第三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例及び秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の一部を改正する条例

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第一条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例(昭和三十九年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

(秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例(平成十三年秋田県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。